

部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約（2026年4月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第3条（カード情報の利用目的）</p> <p>カード情報は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとし、道銀 VISA パーチェシングカード特約第3条(1)から(6)の利用目的にかかわらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第26条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとし、また、カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、カード情報を、当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においては、カードを利用しないものとし、また、会員は、本条の利用目的の範囲内であることを問わず、当該カード情報の利用に係る利用代金について全て支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとし、</p> <p>第5条（カード情報の管理）</p> <p>1. <略></p> <p>2. 会員および管理責任者は、カード情報を自ら使用し、または会員に所属する役員・従業員（臨時雇用、嘱託を除く。以下まとめて「従業員等」という）に使用させることができるものとし、従業員等へ会員情報を使用させる場合、会員および管理責任者は道銀 VISA パーチェシングカード特約第3条ならびに本特約第2条に定める範囲で利用するよう徹底するものとし、また、会員および管理責任者は自らまたは従業員等をしてカード情報を違法な取引に使用しあるいはさせてはならず、善良なる管理者の注意をも</p>	<p>第3条（カード情報の利用目的）</p> <p><u>1. カード情報は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとし、道銀 VISA パーチェシングカード特約第3条(1)から(6)の利用目的にかかわらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第26条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとし、</u></p> <p><u>2. カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、<u>会員番号等</u>を、当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においては、<u>カード情報</u>を利用しないものとし、</u></p> <p><u>3. カードが貸与されており、店頭で利用する場合には、原則、暗証番号を店頭端末機に入力して行うものとし、暗証番号の入力が利用できない場合のみ売上票等への署名を行うものとし、</u><u>なお、カード署名欄が個人名でないこと等により加盟店にカード利用を拒否される場合があることにつき会員はあらかじめ同意するものとし、当社に対して何ら異議を申し立てないものとし、</u></p> <p><u>4. 会員は、本条の利用目的の範囲内であることを問わず、当該<u>会員番号</u>で利用されたカード情報の利用代金について全て支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとし、</u></p> <p>第5条（カード情報の管理）</p> <p>1. <略></p>

<p>って自ら使用または従業員等にカード情報を使用させ、これを管理するもの とします。会員および管理責任者は、当社がカード情報の管理状況等の報告 を求めた場合にはこれに従うものとしします。</p>	<p>2. 会員および管理責任者は、カード情報を自ら使用し、または会員に所属 する役員・従業員（臨時雇用、嘱託を除く。以下まとめて「従業員等」とい う）に使用させることができるものとしします。従業員等へ会員情報を使用さ せる場合、会員および管理責任者は道銀 VISA パーチェシングカード特約第 3条ならびに本特約第<u>3</u>条に定める範囲で利用するよう徹底するものとし ます。また、会員および管理責任者は自らまたは従業員等をしてカード情報 を違法な取引に使用しあるいはさせてはならず、善良なる管理者の注意をも って自ら使用または従業員等にカード情報を使用させ、これを管理するもの としします。会員および管理責任者は、当社がカード情報の管理状況等の報告 を求めた場合にはこれに従うものとしします。</p> <p><u>6. 会員はカードが貸与されている場合に暗証番号の変更を希望する際は、 当社の判断により、カードを再発行する方法で暗証番号の変更を行うことが 出来るものとしします。ただし、再発行にかかる手数料は会員が負担するもの としします。</u></p>
<p>(2024年4月改定)</p>	<p>(<u>2026</u>年4月改定)</p>